大口町告示第３６号

地域交付金交付要綱を次のように定める。

令和４年３月３１日

大口町長　　鈴　木　雅　博

大口町地域交付金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大口町まちづくり基本条例（平成２１年大口町条例第１３号）第９条に定める地域自治組織の区域を単位に地域の活性化及び住民福祉の向上を目的に交付する地域交付金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域自治組織　大口町まちづくり基本条例第９条に定める地域自治組織

(2) 行政区　別表第１に定める町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

（交付金の対象事業及び額）

第３条　交付金の対象となる事業は、地域自治組織及び行政区が行う公益的な取組のうち、次に該当するものとし、交付金の額は、別表第２の算定基準により、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 地域の活性化を目的として行う事業

(2) 住民の生活基盤の安定に資するため町から依頼する事業

(3) 拠点施設（大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５４年大口町条例第２３号）第３条に規定する拠点施設をいう。以下同じ。）の管理及び運営に関する業務

(4) 地域の住民福祉向上のために行う事業

２　交付金の対象にならない経費は、別表第３のとおりとする。

（交付金の申請）

第４条　地域自治組織の代表者（以下「会長」という。）は、地域内に存する行政区と協議のうえ、毎年４月１５日までに地域交付金交付申請書（様式第１。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、町長に申請しなければならない。

（交付金の決定通知）

第５条　町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域交付金交付決定通知書（様式第２。以下「決定通知書」という。）により会長に通知するものとする。

（交付金の請求）

第６条　会長は、前条により決定通知書を受けたときは、町長に対し地域交付金交付請求書（様式第３）を提出し、概算払いにより交付金の交付を受けるものとする。

２　前項の規定により交付を受けた交付金については、別表第２に定める区分に応じて、事業実施主体に配分するものとする。

（交付金の変更申請）

第７条　会長は、前条の規定により交付金の交付を受けた後において、新たに別表第２に掲げる事業を行う等、交付金の増額が伴う変更をしようとする場合は、地域交付金変更交付申請書（様式第４。以下「変更交付申請書」という。）に関係書類を添付して、１１月末までに町長に提出しなければならない。

（交付金の変更交付決定通知）

第８条　町長は、前条の規定により変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、地域交付金変更交付・不交付決定通知書（様式第５。以下「変更決定通知書」という。）を会長に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第９条　会長は、事業実施年度の３月３１日までに、地域交付金実績報告書（様式第６。以下「実績報告書」という。）に事業を実施したことがわかる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（交付金の確定通知）

第１０条　町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域交付金確定通知書（様式第７。以下「確定通知書」という。）により会長に通知するものとする。

（交付金の精算）

第１１条　会長は、確定通知書を受けたときは、町長に対し地域交付金精算書（様

式第８）を提出し、速やかに精算するものとする。

（交付金の交付決定取消又は返還）

第１２条　町長は、会長に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、地域交付金交付決定の取消・交付金返還通知書（様式第９）により、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の事項を記載し、又は交付金の交付に関し不正の行為があった場合

(2) 町長に指示に従わず、報告、検査等を拒んだ場合

（見直し）

第１３条　町長は、この要綱の内容が常に社会や大口町の状況にあったものになるよう毎年検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（その他必要事項）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（大口町行政区交付金交付要綱の廃止）

２　大口町行政区交付金交付要綱（平成１９年大口町告示第１６号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（旧要綱の廃止に伴う経過措置）

３　この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続きその他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。

別表第１（第２条関係）

行政区名	秋田区
	豊田区
	大屋敷区
	外坪区
	河北区
	余野区
	上小口区
	中小口区
	下小口区
	垣田区
	さつきケ丘区

別表第２（第３条、第６条、第７条関係）

(1) 地域の活性化を目的として行う事業

事業名	概要	事業実施主体	算定基準
交流ふれあい事業	地域内の住民の多くが参加でき、交流や啓発を目的に行う事業	地域自治組織 行政区	１事業あたり 30,000 円（精算なし） ※ただし、世帯数が 1,000 世帯を超える地域を対象範囲とする場合については１事業あたり 50,000 円とする。 ※１行政区及び１地域自治組織あたり３事業までとする。
活動団体支援	地域で公益的な活動をする団体（町から他の補助金を受けている団体を除く。）への支援	行政区	１団体あたり 3,000 円（精算なし） ※団体数制限なし
地域運営事業	地域の活性化を維持するため、地域自治組織の事務局の運営及び広報活動等を支援	地域自治組織	１地域自治組織あたり次の算出による。（行政区割については、精算なし） 行政区割　包含する行政区数に 100,000 円を乗じて得た額 事務所経費　実費相当（家賃、光熱水費等） 事務員人件費　実費相当（最低賃金に勤務時間数を乗じて得た額） 役員活動費　次の単価に役員等の人数を乗じて得た額 理事等　年額 60,000 円 まちづくり委員等　年額6,000円

(2) 住民の生活基盤の安定に資するため町から依頼する事業

事業名	概要	事業実施主体	算定基準
生活基盤安定支援事業	広報広聴協力業務	行政区	１行政区あたり次の算出による。（精算なし） 世帯割　毎年１月１日現在において、住民基本台帳に記録されている行政区の世帯数に 1,300 円を乗じて得た額 均等割　１行政区一律　100,000 円
	資源ごみ分別収集協力業務		
	区管理備品点検業務		

	児童遊園管理業務		１施設あたり次の区分による。（精算なし） トイレなし　10,000 円 トイレあり　20,000 円

(3) 拠点施設の管理及び運営に関する業務

事業名	概要	事業実施主体	算定基準
拠点施設管理運営業務	日常管理（消耗品購入及び簡易な修繕等）	行政区	１施設あたり 150,000 円（精算なし） ※大口住宅集会室については、50,000 円とする。 ※消耗品購入及び修繕に係る台帳を整備すること
	拠点施設の管理人設置等		１施設あたり上限額　657,000 円（精算あり） ※１時間あたり 300 円により算出する。

(4) 地域の住民福祉向上のために行う事業

事業名	概要	事業実施主体	算定基準
地域福祉向上事業	地域内で、住民の生活の向上を図り、地域の課題解決につながる事業	地域自治組織	１地域自治組織上限 1,000,000 円（精算あり） ※事業費相当を対象とする。ただし、他から補助金等を受けている場合は、当該補助金を優先する。 ※事業計画書（事業費積算書）の提出を要す。
高齢者見守り事業	高齢者の長寿を祝い、高齢者の健康と安全を見守るための事業	行政区	１行政区あたり上限額　毎年４月１日現在において、住民基本台帳に記録されている行政区の住民で、当該年度中に７５歳以上になる者の数に 500 円を乗じて得た額（精算あり）

別表第３（第３条関係）

対象外経費

費　目	内　　容
財産取得費等	土地、建物、設備などの取得又は整備に要する経費
人件費	賃金、その他労務の対価として支払う経費。ただし、地域運営事業に係る部分を除く。
食糧費	飲食代等。ただし、業務や事業に係る材料費、交流ふれあい事業及び高齢者見守り事業における軽食等は除く。
備品購入費	３万円以上の備品の購入
その他	宗教、神事に係る費用 表彰に係る賞状、賞金、賞品などの費用 他から補助を受けている事業

様式第１（第４条関係）

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町　　地域自治組織
会長

地域交付金交付申請書

大口町地域交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

１　交付申請額　　金　　円

２　別添内訳

地域自治組織名（　　）

○ 地域の活性化を目的として行う事業

事業名	内　　容	申請額
交流ふれあい事業	円×　　事業	
	円×　　事業	
	円×　　事業	
地域運営事業	行政区割 100,000 円×　　行政区＝　　円…① 事務所経費　　円…② 事務員人件費　　円…③ 役員活動費 理事等 60,000 円×　　人＝　　円…④ まちづくり委員等 6,000 円×　　人＝　　円…⑤ ①～⑤計＝　　円	
小　　計（A）		

○ 地域の住民福祉向上のために行う事業

事業名	申請額
地域福祉向上事業	1,000,000 円
小　　計（B）	1,000,000 円

行政区名（　　）

○ 地域の活性化を目的として行う事業

事業名	内容	申請額
交流ふれあい事業	円×　　事業	
	円×　　事業	
	円×　　事業	
活動団体支援	円×　　団体	
小　　計（C）		

○ 住民の生活基盤の安定に資するため町から依頼する業務

事業名	内容	申請額
生活基盤安定支援業務	世帯割 1,300 円×　　世帯＝　　円…① 均等割 100,000 円…② 児童遊園管理 トイレなし 10,000 円×　　施設＝　　円…③ トイレあり 20,000 円×　　施設＝　　円…④ ①～④計＝　　円	
小　　計（D）		

○ 拠点施設の管理及び運営に関する業務

事業名	内容	申請額
拠点施設管理運営業務	日常管理 施設×　　円＝　　円…① 管理人設置 時間（予定）×300 円＝　　円…② ①＋②＝　　円	
小　　計（E）		

○ 地域の住民福祉向上のために行う事業

事業名	内容	申請額
高齢者見守り事業	人×500 円＝　　円	
小　　計（F）		
合　　計（A）～（F）		

様式第２（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大口町長　　㊞

地域交付金交付決定通知書

大口町地域交付金交付要綱第５条の規定により、次のとおり交付金の交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額　　金　　円

様式第３（第６条関係）

地域交付金交付請求書

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町　　地域自治組織
会長

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた交付金について、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振込先

金融機関名	銀　　行 信用金庫　　店 農　　協		
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義人			

様式第４（第７条関係）

地域交付金変更交付申請書

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町　　地域自治組織
会長

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けたことについて、下記のとおり増額したいので、大口町行政区交付金交付要綱第７条の規定により申請します。

記

１　変更申請額　　金　　円

２　変更の理由

３　変更後の内容

(1) 事業区分

(2) 内容

事業名	事業実施主体	交付決定済額	変更交付申請額

４　関係書類

(1) 変更内容が確認できる書類

様式第５（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大口町長　　㊞

地域交付金変更　交付　・不交付　決定通知書

大口町地域交付金交付要綱第８条の規定により、下記のとおりを決定しましたので通知します。

記

１　変更 交　付 / 不交付 決定額　　金　　円

交付合計額		金　　円
	当初交付決定額	金　　円
	変更交付決定額	金　　円

２　不交付の理由

様式第６（第９条関係）

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町　　地域自治組織
会長

地域交付金実績報告書

大口町地域交付金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告書を提出します。

記

１　実績額　　金　　円

２　関係書類

(1) 地域の活性化を目的として行う事業

ア　交流ふれあい事業の内容（チラシ、写真等）

イ　公益的な活動の内容（チラシ、写真等）

ウ　地域運営事業（収支決算書）

(2) 住民の生活基盤の安定に資するため町から依頼する業務

ア　自主防災会機材点検の内容（資材点検簿）

(3) 拠点施設の管理及び運営に関する業務

ア　拠点施設に係る消耗品及び修繕に係る台帳

イ　拠点施設の管理人の勤務日報等

(4) 地域の住民福祉向上のために行う事業

ア　地域福祉向上事業の内容（収支決算書、チラシ、写真等実施内容がわかる書類）

イ　高齢者見守り事業（収支決算書、実施内容がわかる書類）

(5) その他

ア　その他必要書類

３　別添内訳

地域自治組織名（　　）

○ 地域の活性化を目的として行う事業

事業名	交付決定済額	確定額
交流ふれあい事業		
地域運営事業		
小　　計（A）		

○ 地域の住民福祉向上のために行う事業

事業名	交付決定済額	確定額
地域福祉向上事業	1,000,000 円	
小　　計（B）	1,000,000 円	

行政区（　　）

○ 地域の活性化を目的として行う事業

事業名	交付決定済額	確定額
交流ふれあい事業		
活動団体支援		
小　　計（C）		

○ 住民の生活基盤の安定に資するため町から依頼する業務

事業名	交付決定済額	確定額
生活基盤安定支援業務		
小　　計（D）		

○ 拠点施設の管理及び運営に関する業務

事業名	交付決定済額	確定額
拠点施設管理運営業務		
小　　計（E）		

○ 地域の住民福祉向上のために行う事業

事業名	交付決定済額	確定額
高齢者見守り事業		
小　　計（F）		
合　　計（A）～（F）		

様式第７（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

大口町長　　㊞

地域交付金確定通知書

年　　月　　日付けで報告がありました交付金事業について、下記のとおり交付金の額を確定しましたので、大口町地域交付金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

交付確定額　　金　　円

様式第８（第１１条関係）

地域交付金精算書

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町　　地域自治組織
会長

年　　月　　日付け　　第　　号で地域交付金の確定通知を受けましたが、大口町地域交付金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり精算します。

記

交付合計額（A）		金　　円
	当初交付決定額	金　　円
	変更交付決定額	金　　円
交付確定額（B）		金　　円
精算額 （A）－（B）		金　　円

様式第９（第１２条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

大口町長　　㊞

地域交付金交付決定の取消・交付金返還通知書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定通知／変更交付決定通知したことについて、大口町地域交付金交付要綱第１２条第　号の規定により、交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

ついては、交付済みの下記の金額を速やかに返還してください。

記

返還金額　　金　　円